

兵庫県姫路こども家庭センター
心理判定事務員（兵庫県会計年度任用職員）【週４日】の募集について

1 勤務先

兵庫県姫路こども家庭センター

姫路市新在家本町１丁目１－５８

電 話：０７９－２９７－１２６１ ＦＡＸ：０７９－２９８－１８９５

【担当】 副所長 中田

2 業務内容

児童相談の心理検査及び心理治療

知的障害及び発達障害に関する相談

被虐待児への対応（正規職員のサポート有） 等

3 募集人員

１名

4 勤務日・勤務時間

月～金のうち４日間 （週 29 時間）＜１日あたり 7 時間 15 分＞

8:45 ～17:00（休憩時間 60 分）

5 雇用期間

令和 8 年 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日 ※更新の可能性あり（条件あり）

6 受験資格・必要な資格等

- （１）大学等において心理学を専修する学科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者
- （２）任用の日に兵庫県姫路こども家庭センターに勤務可能な方
- （３）次の地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- （４）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を理由とするもの以外）
- （５）Word、Excel 等のパソコン操作ができる方

7 選考方法

申込書類及び面接による選考

（申込書類確認後、面接日程を調整。面接場所は当所）

8 報酬

(1) 基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む）

月額 164,400 円 ～ 187,000 円

※報酬額の算定は、国、地方公共団体等の公共的団体の職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※基本報酬の額は、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

(2) その他手当

社会福祉業務手当（月額 15,200 円）

(3) 期末手当（基準日：6 月 1 日・12 月 1 日）

年間 2.325 月（在職期間・勤務状況に応じた割落としあり）

(4) 勤勉手当（基準日：6 月 1 日・12 月 1 日）

年間 2.325 月（在職期間・勤務状況に応じた割落としあり）

9 通勤手当

正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額あり）

10 休暇

年次有給休暇（時間単位の取得が可能）

その他特別休暇あり（夏季休暇、子育て支援休暇、親族の喪等）

11 社会保険

共済保険、厚生年金保険、雇用保険

12 条件付採用

改正公務員法（令和 2 年 4 月 1 日施行）の規定に基づき、採用は条件付きとし、採用後 1 月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。